

お知らせ

廃棄物減量等推進 審議会委員募集

市では、一般廃棄物の減量および再利用の促進等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

同審議会は、関係機関から推薦された委員10人以内および市民公募5人以内で構成されています。

このたび、任期満了に伴い委員を募集します。

募集人員 5人(選考)

対象 市内在住で、平成28年7月1日現在18歳以上の方

※すでに市が設置している附属機関等の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関等の委員を兼ねることができません。(臨時的・限定的に設置される附属機関等は、その他に一つに限り兼ねることができません)

※市の関係者を除きます。

委嘱期間 7月1日～平成30年6月30日

ご利用ください 5月の休日窓口

開設時間 午前9時～午後1時

開設窓口 市民課、保険年金課、国民健康保険係、子育て支援課手当助成係(1日のみ)、納税課(1日のみ)

※取り扱いきれない業務(後期高齢者医療事務・市税証明書交付事務ほか)がありますので、事前に各担当課へお問い合わせください。

5月 ○は休日窓口開設日						
日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	7
⑧	9	10	11	12	13	14
⑮	16	17	18	19	20	21
⑳	23	24	25	26	27	28
㉑	30	31				

問合せ先 企画政策課企画政策係 ☎042-387-9826、土曜・日曜・祝日は市役所代表 ☎042-383-1111

平成28年度非常勤嘱託職員募集

業務名等 下表のとおり
年齢要件 65歳定年制のため、昭和26年4月2日以降に生まれた方
※ 国籍は問いません。
採用予定人数 いずれも若干名
面接試験日 5月24日(火)
採用予定日 6月1日(水)
要項(申込書)配布・応募受付 5月2日(月)～18日(水)の午前8時30分～正午、午後1時～5時(土曜・日曜・祝

日を除く)に職員課(市役所本庁舎1階)で。郵送による応募(17日必着)も受け付けます。
※ 要項は、配布期間中に限り、市役所第二庁舎1階受付で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

問合せ先 職員課人事研修係 ☎184-8504住所不要 ☎042-387-9808

業務名	勤務時間	月額報酬	資格等要件
美術館学芸員	週4日、週あたり30時間勤務(土曜・日曜・祝日の勤務有り。割り振りは所属長が定める)	202,700円	以下の要件を全て満たす方 ▷ 学芸員資格を有する方 ▷ 大学または大学院において美術理論系の専門課程を修了もしくはそれと同等以上の専門知識を有する方 ▷ 日本美術および美術資料の管理に関する専門知識を有する方 ▷ 展示企画・教育普及活動・調査等、美術館の学芸業務全般に3年以上従事した経験(アルバイト等は除く)がある方
国民健康保険資格・給付・画像レセプト処理業務	週5日、月曜～金曜日、9:00～16:00	185,900円	以下の要件を全て満たす方 ▷ 医療事務技能審査試験、保険請求事務技能検定試験、診療報酬請求事務能力認定試験と同等の試験に合格している方 ▷ パソコン操作(ワード、エクセル)ができる方
保育園給食調理業務	週4～5日、週あたり30時間勤務(ローテーションにより土曜日の勤務有り。割り振りは所属長が定める)	157,200円	-

第3次生涯学習推進計画を策定

市では、生涯学習施策を推進し、学びを通じて人や地域、団体等がつながりあうことを目的として、同計画を策定しました。

市職員採用説明会

市職員採用試験の受験を考

えている方を対象とした説明会を実施します。

日時 6月2日(木)、3日(金) 午前10時～11時30分

会場 小金井 宮地楽器ホール

定員 各回150人

案内配布 5月18日(水)～

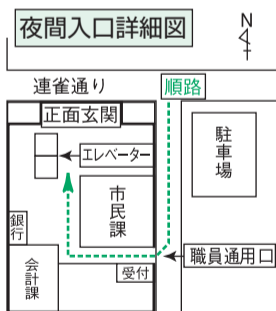
夜間納税窓口を開設

納税課

6月3日(金) 午前8時30分～午後5時(土曜・日曜日を除く)に職員課(市役所本庁舎1階)および市役所第二庁舎1階受付で配布するほか、配布期間中に限り、市ホームページからダウンロードできます。

その他 説明会への参加の有無が採用選考に影響することはありません。

問合せ先 職員課人事研修係 ☎042-387-9808



国民健康保険 こんなときは届け出を

国民健康保険に加入したとき
国民健康保険被保険者が職場の健康保険に加入したときは、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

職場の健康保険に加入したとき

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

軽自動車税の減免

該当する方は申請を
身体・知的・精神障がいのある方またはこれらの方と生計を同じくする方が軽自動車等を所有し、その車が障がいのある方のために使われているとき(常時介護者が運転する場合も含む)は、軽自動車税が減免される場合があります。申請書類等をご確認のうえ、お早めに申請してください。

◆◆各種審議会等の開催日程◆◆

名称	とき	ところ	内容	問合せ先
文化財保護審議会	5月11日(水) 10:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	平成27年度文化財保護事業の報告等について	生涯学習課文化財係 ☎042-387-9879
子ども・子育て会議(※)	5月17日(火) 19:00～	市役所第二庁舎8階801会議室	利用者負担の在り方等について	子育て支援課子育て支援係 ☎042-387-9836
子ども家庭支援センター運営協議会(※)	5月19日(木) 10:00～	保健センター1階大会議室	子ども家庭支援センターの運営について	子ども家庭支援センター ☎042-321-3161
社会教育委員の会議	5月20日(金) 9:30～	市役所第二庁舎8階801会議室	社会教育関係団体への補助金について ほか	生涯学習課生涯学習係 ☎042-387-9879

減免の手続きについて、詳しくはお問い合わせください。
なお、納税通知書は5月11日(水)に発送します。
申請期限 5月31日(火)
申請書類等 納税通知書、身体障害者手帳等、運転免許証、印鑑、個人番号カードまたは個人番号通知カード
申請・問合せ先 市民課課諸係(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9820)

また、郵送でも届け出ができますので、職場の保険証の写しと国民健康保険証の両方を係まで郵送してください。
交通事故や傷害事件にあったとき
交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によってけがをしたときに、国民健康保険で治療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」を提出してください。(用紙は国民健康保険係にあります)

また、生活扶助を受けている方が所有または使用し、関係官庁の証明を受けたとき、または災害により多大な損害を被った場合等には軽自動車税の減免制度を受けられることがあります。